# 一般社団法人 大阪府私立幼稚園連盟事務センター

# 就業規則研究会　会則

（名称）

第 １ 条　この会は、一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センター就業規則研究会（以下「この会」という。）と称する。

（事務所）

第 ２ 条　この会は、事務所を大阪市都島区網島町６番２０号に置く。

（目的）

第 ３ 条　この会は、一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センターの「就業規則、諸規程モデル」を、この会に参加の幼稚園・認定子ども園・保育所等（以下「園」という。）が、自ら作成及び更新し、法律改正等に適切に対応した最新の内容の就業規則を整備することを目的とする。

（参加資格・要件）

第 ４ 条　参加資格は次の通りとする。

（１）一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センターの会員

（２）一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センター会員の紹介された者

（入会）

第 ５ 条　会員として入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記入の上、会費を納入しなければならない。

（研究員）

第 ６ 条　会員は、研究員２名の登録をしなければならない。

（会費及び納入）

第 ７ 条　会費は、１年間１０，０００円（税別）とする。

２　毎年６月末日までに納入しなければならない。

（退会）

第 ８ 条　会員は、退会届をこの会に提出することで、任意にいつでも退会することができる。

（会費その他の拠出金品の不返還）

第 ９ 条　前条により退会した会員は、既に納入した会費その他の拠出金品の返還を受けることができない。

（データの更新）

第 10 条　「就業規則、諸規程モデル」に改正があった場合の「就業規則、諸規程モデル」のデータ更新料及びデータの引渡しは次の通りとする。

（１）データ更新料３５，０００円（税別）

（２）データ更新後の新年度前までに引き渡しするものとする。

（データの保管）

第 11 条　会員は、一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センターより受け取ったデータは、自らのためのみ使用するものとする。

２　会員は、無断でデータ等を他者の使用のために流出させてはならない。

３　前項の場合、会員資格を喪失すると共に、損害賠償に応じなければならない。

（届出）

第 12 条　会員は、就業規則変更届等を労働基準監督署に届出を希望する場合は当センターの顧問社会保険労務士が手続きをする。

（会員特典）

第 13 条　会員は、次の特典を享受することができる。

（１）就業規則の随時問い合わせ

（２）「就業規則、諸規程モデル」改正の発表説明会へのご参加（１月～３月予定）

（３）「就業規則、諸規程モデル」、冊子若しくは PDF データ（改正時毎）

（４）研究会主催の研修会へのご参加

（５）労務問題発生のアドバイス（当センター顧問弁護士）

（会則の改廃）

第 14 条　この会則の改廃は、一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センター就業規則研究会委員により行うものとする。

**附　　則**

この会則は、平成３１年２月１日から施行する。

**附　　則**

この会則は、令和３年１月１日から施行する。

**附　　則**

この会則は、令和４年３月１日から施行する。